

# 令和2年度 特別養護老人ホーム一味園事業計画書

## 第1 基本方針

1. 「一味園」は、老人福祉法及び介護保険法等を遵守の上、ご利用者の権利を尊重し、安心・安全にその人らしい「普通の暮らし」が継続できるよう支援します。
  2. 「一味園」は、ご利用者1人ひとりの希望や意思を尊重し、常にご利用者の立場に立った良質で、高度なサービスを提供することを目指します。
  3. 「一味園」は、介護サービス提供事業者として専門的知識や技術をもちながら、ご利用者の尊厳や個別性を十分理解し行動できる優れた人材育成に努めます。
- つきましては、令和2年度の重点目標は以下のとおり進めます。

### (1) ご利用者に対するサービスの質の向上

ご利用者にとって「生活の場」であり、常に「個別ケア」という視点からケアのあり方を捉え、意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って良質の介護福祉サービスを提案し、個別ケアを実践します。また、日常においてご利用者の思いやニーズを理解し、チームによる個別支援を行います。

### (2) 健康管理の充実

身体健康は、ご利用者・ご家族にとって最も重要であることから、毎日の状態観察を行い、予防の観点を念頭に捉え、疾病の早期発見に努めます。また、嘱託医、医療機関、ご家族との連絡をきめ細かにを行い、健康管理の充実に努めます。

### (3) 職員のチームワーク強化

多職種協働で、より良い介護サービスを行うことができるよう、職員同士のコミュニケーションを大切に、チームワーク強化を目的に、相手の価値観を真摯に受け止めながら対等に議論できる人間関係の構築に努めます。

### (4) 人材育成の強化

職員は互いの職務を尊重し専門的知識や技術の共有を図るため、定期的な内外部の研修を行います。ご利用者やご家族、来客者に対し、常に誠意を持って、丁寧な接遇に努め、信頼関係を深めることができる人材を育成します。

### (5) 社会福祉法人南富良野大乘会40周年記念事業の推進

当法人が令和2年度に法人設立40周年を迎え、令和3年度には記念事業を開催することから、各種記念事業に向けた準備を進めます。

## 第2 生活の質の向上

### 1 日常生活支援・介護について

ご利用者一人ひとりの希望や意思を最大限に尊重し、残存能力の維持・向上に努め「生きがい」のある生活を過ごしていただけるよう努めます。サービスの提供にあたっては、ご利用者個々のニーズに則した実行性のある施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、実施すると共にご利用者が、生き生きとした生活を送れるための適切なサービスの可能性を常に検討します。施設サービスと在宅サービスとの連携、保険・医療・福祉の連携を進め、ご利用者の生活向上とより質の高い生活を送ることができるよう支援に努めます。また、褥瘡予防として清潔の保持、必要に応じ体位変換の援助とエアマットやクッションの使用により、予防します。併せてハイリスクと考えられる方には、速やかに医務と連携を取りながら適切な対応をします。

### 2 食事について

食事はご利用者の楽しみであり、体を維持する基本であることを念頭におき、栄養士の指示のもと、調理員と協働し、食事サービスに努めます。

- 〔1〕 ご利用者の身体状況や健康・嗜好に配慮した食事提供だけでなく、ご利用者同士がふれあいながらなじみの顔と楽しい雰囲気の中で食事が摂れるよう進めます。
- 〔2〕 地域と連携しながら行事食（流しラーメン・盆踊り・焼肉等）の提供を行います。
- 〔3〕 要介護度が高くても、経口摂取できるよう口腔ケアを実施します。
- 〔4〕 適切な座位を取れるようポジショニングを行い、ベッドから離床し食事ができるよう支援を行います。
- 〔5〕 褥瘡の予防、低栄養状態改善のために多職種協働で栄養マネジメントを実施し、ご利用者個々のニーズや状態に応じた食事を提供します。
- 〔6〕 必要に応じて医師の指示がある場合には、療養食を提供し、ご利用者の病態に合わせた食事提供を行います。

### 3 入浴について

- 〔1〕 入浴はくつろぎの場でもあり、プライバシーに十分配慮し、リラックスしていただけるよう、浴室の環境作りを行います。
- 〔2〕 ご利用者が身体の清潔を維持し、快適な入浴ができるよう、これまで家庭で使用し馴染んできた個別浴槽を提供し支援します。
- 〔3〕 ご利用者の残存能力を活用し不安に感じさせない介護技術を常に研鑽します。
- 〔4〕 ご利用者の身心の状況に応じた対応を行うとともに、全身状態の観察と把握をおこない、医務と連携を図りながら、健康の維持、管理に努めます。
- 〔5〕 日帰り入浴（温泉旅行）を企画し、楽しみの持てる入浴を実施します。
- 〔6〕 入浴後はホールでお茶や嗜好品を飲んでいただき脱水予防に努めます。
- 〔7〕 ラベンダー湯、みかん湯など、季節を感じる季節湯の提供を行います。

#### 4 排泄について

- 〔1〕 ご利用者のプライバシーを尊重しながら排泄リズムを把握し、ご利用者個々に合わせた排泄支援を行い、より清潔で快適な排泄ケアを図るため陰部洗浄をおこないます。また、その際に皮膚等の状態観察を行い、医務と連携を図りながら健康の維持管理に努めます。
- 〔2〕 水分摂取量低下による便秘を予防し、日中の活動量を増やすことで自然な排泄が出来るよう促し援助します。
- 〔3〕 オムツの使用は最終手段と考え、ご利用者が自宅での生活と同じような下着の使用が続けられるよう援助をします。

#### 5 行事・レクリエーション等について

- 〔1〕 季節に合わせた施設行事（お花見・敬老祝典・観楓会・開園記念祝典）や演芸慰問等、ご利用者が、楽しんで参加していただける行事を計画します。
- 〔2〕 お祭り見学や地域の行事参加等、ご利用者がこれまで関わってきた地域の方々との交流を積極的に支援します。
- 〔3〕 リハビリ委員会が中心となり、ご利用者に合わせたレクリエーションや、巻寿司、ケーキ、おはぎ作りなどの調理レクを給食委員会と協働し行い、身体機能を維持しながら、生き生きと過ごせるよう支援します。

#### 6 ご利用者の健康管理について

病気を抱えながらも、快適かつ安定した生活が送れるよう、日々の状況変化を的確にとらえ、異常の早期発見・早期対応に努めます。

- 〔1〕 定期的な嘱託医の回診や検温・体重測定や日常的な観察を行い、健康管理及び予防管理を行います。
- 〔2〕 生活環境の整備を行い、マニュアルや方針に基づき、感染症を予防、拡大防止に努めます。また、職員に対して衛生教育を実施し、感染予防に対する意識向上を図ります。
- 〔3〕 嘱託医や関係医療機関と連携し、ご利用者の体調変化や急変時に速やかに対応します。
- 〔4〕 疾病などにより医療処置が必要なご利用者に対しては、関係職種が協働で対応します。また、褥瘡や拘縮など予防が必要なものに対しても発生しないように協働で対策を講じていきます。
- 〔5〕 歯科医師と協働し、口腔ケアに努め、咀嚼・嚥下の保持、増進に努めます。

#### 7 ご家族等への対応について

- 〔1〕 ご利用者の身体的・精神的状況に変化が見られたときにはご家族へ連絡し状況報告を行います。また、医療機関へ受診した場合には受診結果を報告するなど、家族との関係を密に図ります。
- 〔2〕 ご利用者のご家族に対しては、インフォメーションの発行や施設行事への参加の呼びかけなど、ご家族との関係を図ります。

〔3〕 面会の際は居室だけでなくラウンジを利用いただきご利用者のご家族が、ゆっくり過ごせる空間を提供します。

〔4〕 ご家族が日頃のご利用者の暮らしぶりがわかるように、生活の様子や身体状況など、書面にて年に2回報告します。

## 8 看取りケアについて

ご利用者が、嘱託医から終末期と判断されるとき、当施設で最期まで暮らすことを希望するご利用者やご家族に対し看取り方針に基づいたケアを提供します。

〔1〕 ご利用者の身体的・精神的苦痛を出来るだけ緩和し、ご利用者の尊厳を十分に配慮した支援を関係職種協働で行います。

〔2〕 ご家族とご利用者が充実した時間を過ごすことができるよう、宿泊できる環境を準備し、安らかな最期が迎えられるよう配慮します。

〔3〕 ご家族と密に連絡を取り、ご家族の精神的不安を解消できるように努めます。

## 9 施設サービス計画(ケアプラン)について

〔1〕 ご利用者一人ひとりの生活歴の把握に努め、その方の価値観を尊重した施設サービス計画を作成します。

〔2〕 ご本人、ご家族の意向を取り入れた施設サービス計画を作成します。

〔3〕 ご利用者の身体的、精神的自立（自律）を目指した施設サービス計画を作成いたします。

〔4〕 心身の状況に応じて施設サービス計画の変更を行います。

## 10 身体拘束禁止について

「身体的拘束等の適正化に関する指針」に基づき、ご利用者本人や他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体拘束防止委員会を定例開催して拘束廃止に向けて、全職員が一丸となって取り組みます。

## 11 防災対策について

〔1〕 自動火災警報装置、施設内放送設備を完備し、各部署の災害時における管理体制を明確にし、日頃からご利用者及び職員の防災意識の向上や緊急時における連絡体制等の周知徹底を図ります。

- 〔2〕 通報訓練、消火訓練、避難訓練を、消防計画に基づき適宜実施します。  
また、水害、地震、雪害などの災害対策についても、各種関係機関との連携をはかり、適宜見直しを行います。
- 〔3〕 連絡網を用い、職員間で緊急時の連絡がとれるよう、緊急連絡訓練を実施します。
- 〔4〕 災害を想定し、物品や非常食を備蓄し適正な管理に努めます。

## 12 地域との交流

- 〔1〕 地域に根ざした施設として、地域行事への参加や外出を実施します。
- 〔2〕 施設行事などを通して、地域住民との交流を実施します。
- 〔3〕 介護職員初任者研修等に講師派遣を行い、広く介護人材の育成に努めます。
- 〔4〕 地域のサロンと協力し、ご利用者との交流を深めます。

## 13 短期(予防)入所生活介護

- 〔1〕 在宅生活をされているご利用者の心身の状況が悪い場合に専門機関と協働のもとで短期間の介護サービスを提供します。
- 〔2〕 ご家族（介護者）の疾病・冠婚葬祭・介護疲れ・休養等の何らかの事情で、介護が困難な時に、一定期間ご利用いただき、ご利用者とご家族が安心して充実した在宅生活を送れるよう、専門機関と協働のもとで短期間の介護サービスを提供します。

## 14 利用契約とサービス料金について

ご利用者の入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て、別に定める「重要事項説明書」に基づき、施設の概要やサービス提供内容、利用料負担などについて説明の上、「利用契約書」「金銭管理契約書」「個人情報利用同意書」により契約を行います。

## 15 苦情解決等について

- 〔1〕 社会福祉法第82条の規定により、サービス等についての意見・要望・苦情等を受付、対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決委員会を設置し適切な処置を行うとともに、サービスの質や信頼性の向上に努めます。
- 〔2〕 コンプライアンスを徹底すると共に、特にご利用者への不適切な関わりは、絶対にあってはならないこととして予防に努めます。

## 16 ご利用者の状況（令和2年4月1日現在）

### 〔1〕要介護度別

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
男性	0	0	1	6	3	10
女性	0	0	10	12	12	34
計	0	0	11	18	12	44

### 〔2〕年齢構成別

区分	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～103
男性	1	3	2	2	2	0	0
女性	1	2	6	9	11	2	3
計	2	5	8	11	13	2	3

### 〔3〕出身地別

市町村	南富良野町	富良野市	占冠村	伊達市	上砂川町	芦別市	計
男性	6	2	0	0	0	2	10
女性	23	8	1	1	1	0	34
計	29	10	1	1	1	2	44

## 第3 組織及び研修等について

### 1 組織体制について

#### 〔1〕総務係

総務係は施設運営の庶務、会計、人事管理を行い、ご利用者への間接的な支援と総合的な組織、施設管理を行います。また、施設内外の環境美化及び消耗品、事務用品や光熱水費などの経費削減に努めます。

#### 〔2〕介護係

- ①生活相談員は、ご利用者、ご家族とのコミュニケーションを積極的に行い相談しやすい関係を形成し、利用者が最後まで安心して生活できるよう支援します
- ②介護支援専門員は、ご利用者のカンファレンス会議を定期的におこない、身機能に適した、ケアプランの作成を行います。
- ③介護職員は、ご利用者のケアプランに沿って日常生活援助及 介護サービスを提供します。

#### 〔3〕医務係

看護師は、嘱託医と連携を図り、ご利用者の健康状態を把握し、必要に応じて、医療的処置や急変時の早期対応を行います。また、職員の健康管理及び指導を行います。

#### 〔4〕給食業務係

- ①管理栄養士は、個々の特性に適応した食事提供のため、栄養ケアマネジメントを実施し、栄養管理や調理業務の指導を行います。
- ②調理員は、清潔保持に努め、ご利用者に喜んでいただける食事を提供します。

## 2 職員の配置状況（令和2年4月1日）

職 種	配置人員	備 考
園 長	1	
医 師	1	嘱託医
介護支援専門員	[2]	相談員、介護員兼任
生活相談員	1	
介護職員	17 (6)	
看護師	3 (2)	
機能訓練指導員	[1]	看護師兼任
管理栄養士	1	
調理員	5 (2)	
事務員	2 (1)	
用務員	1	
宿直員	2 (2)	
合 計	34 (13)	

※( )は臨時職員 [ ]は兼任

## 3 研修事業

- [1] 施設内外の研修会の参加を計画的に実施するほか、ご利用者一人ひとりの状況に対応するための介護職、看護職を中心とした全スタッフの専門知識と介護技術の向上に努めます。
- [2] 特に移乗、排泄、入浴介助は定期的に研修会を開催し、ご利用者の安心安全と介護員の腰痛防止をはかるため介護技術の向上と育成に努めます。
- [3] 職員の専門性と質の向上を図るため、次の研修を実施します。
- ・新任職員研修
  - ・施設内学習会
  - ・関係機関や団体等への研修
  - ・施設間交流研修
  - ・他施設訪問研修

## 4 会議、委員会の体制について

- [1] 様々なニーズや身体状況の変化に即応するため、職員相互の連携と質の高いサービス提供を目指した各種会議等を計画的に開催します。
- [2] 次の会議を設置し、ご利用者の生活支援向上とサービス向上、職員の情報共有に努めます。
- ・職員会議
  - ・役職員会議
  - ・ケアカンファレンス
  - ・サービス担当者会議
- [3] 施設運営とご利用者の生活向上を図るため、次の委員会を設置します。
- ・事故防止対策委員会
  - ・感染防止対策委員会
  - ・給食運営委員会
  - ・排泄委員会
  - ・入浴委員会
  - ・リハビリ委員会
  - ・苦情解決委員会
  - ・入所判定委員会
  - ・行事委員会
  - ・研修委員会
  - ・交通安全委員会
  - ・リスクマネジメント身体拘束ゼロ推進委員会
  - ・虐待防止委員会
  - ・防災委員会

## 5 財務管理について

- 〔1〕介護給付費の適正な請求のもと、事業執行やご利用者預り金の適正な取り扱いについて牽制体制を整備し、適切な財務管理を行います。
- 〔2〕事業の執行に当たっては、効率的な物品等の購入や経費削減など計画的な予算の執行に努めます。

## 6 情報の共有・管理について

- 〔1〕施設内のトータルな業務、また介護や医務、相談業務は、パソコンシステムにより業務の効率化と共有を図ります。
- 〔2〕プライバシーの権利を遵守し、セキュリティ対策など個人情報の取り扱いには十分配慮した情報管理体制を図ります。

## 7 職員の健康管理

- 〔1〕年1回の定期健康診断のほかに介護・看護職員は年2回の腰痛検査、夜勤従事者はあわせて健康診断を実施します。
- 〔2〕職員が心身ともに十分な休養を取ることができるよう、計画的に業務執行の推進を図ります。
- 〔3〕職員の健康状態や勤務環境など、健全に業務に就けるよう個々に健康相談や環境改善を目指し取り組みます。
- 〔4〕国の働き方改革による労働基準法の改正により、有給取得（5日）の確実な取得を推進します。

## 8 施設整備について

- 〔1〕玄関フードを設置し、冬の寒さを緩和し、ご利用者が快適に過ごせるよう進めます。
- 〔2〕ご利用者の安全確保のため、玄関に人感センサーライトを設置し、夜間の救急対応や防犯対策に努めます。
- 〔3〕感染症対策のため、オゾン発生器を導入し、ご利用者の健康管理に努めます。

## 9 交通安全の推進

職員の交通事故・違反や交通ルールの教育強化を図り、交通安全に対する意識の向上を図ります。

#### 第4 年間行事計画

月	日	施設行事	地域等参加行事	その他
4月	29日 17日	・天理教窓拭きボランティア ・ケーキバイキング		
5月	13～14日 20日 22日	・お花見 ・避難訓練 ・居酒屋		
6月	3日 24日	・運動会 ・流しソーメン		・健康診断（ご利用者・職員）
7月	6～10日 22日	・焼肉週間 ・流しソーメン	・南富良野高校花火大会	
8月	5日 19日	・盆踊り ・講話（お盆）		
9月	9日 10日	・屋台村 ・敬老祝典	・南富良野神社祭	
10月	5日	・観楓会	・南富良野小学校出前学芸会	
11月	4日 11日	・避難訓練 ・しゃぶしゃぶ		・インフルエンザ予防接種
12月	1日 25日 28日	・開園記念式典 ・クリスマス会 ・忘年会		
1月	1日	・宝引き		
2月	3日 18日	・節分 ・避難訓練		・法人研究発表会 ・肺炎球菌ワクチン予防接種
3月	3日 24日	・ひな祭り ・講話（春の彼岸）		
その他行事	【毎週】 ・回診  【随時】 ・カンファレンス	【毎月】 ・体重測定 ・理髪 ・喫茶	ご利用者の希望やケアプランに応じて地域行事等に参加	【毎月】 ・職員会議 ・役職員会議 ・委員会会議

# 特別養護老人ホーム一味園組織機構図

令和2年4月1日

